(3) 母性看護について，よりよい看護の実践を目指して自ら学び，母性の健康の保持増進に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

2　内　容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう，次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

(1) 母性の健康と看護

ア　母性の概念

イ　母子保健の動向

ウ　リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

エ　母性看護の特徴

オ　母性看護の倫理的課題

(2) 女性のライフサイクル各期の健康課題と看護

ア　思春期

イ　成熟期

ウ　更年期

エ　老年期

(3) 周産期の看護

ア　周産期の正常経過と看護

(ｱ) 妊娠期の生理と妊婦の看護

(ｲ) 分娩期の生理と産婦の看護

(ｳ) 産褥期の生理と褥婦の看護

(ｴ) 新生児期の生理と看護

イ　周産期の異常と看護

(ｱ) 妊娠期の異常と看護

(ｲ) 分娩期の異常と看護

(ｳ) 産褥期の異常と看護

(ｴ) 新生児期の異常と看護

3　内容の取扱い

(1) 内容を取り扱う際には，次の事項に配慮するものとする。

ア　具体的な事例を取り上げて演習などを行い，母性看護の対象となる人々の個別性に応じた看護を考察できるよう工夫すること。

イ　〔指導項目〕の(3)のイについては，学科の特色に応じて，扱わないことができること。

(2) 内容の範囲や程度については，次の事項に配慮するものとする。

ア　〔指導項目〕の(1)については，母性と母性看護の基本的な概念，母子保健の現状及び関連する制度，生命倫理を含む倫理的課題の現状を扱うこと。

イ　〔指導項目〕の(2)については，ライフサイクル各期の特徴と健康課題を関連付けて扱うこと。

ウ　〔指導項目〕の(3)については，妊婦，産婦，褥婦，新生児に対する看護の知識と技術について基礎的な内容を扱うこと。

第9　精神看護

1　目　標

看護の見方・考え方を働かせ，実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して，精神看護の実践に必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(1) 精神看護について体系的・系統的に理解するとともに，関連する技術を身に付けるようにする。

(2) 精神看護に関する多様な課題を発見し，看護の職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。

(3) 精神看護について，よりよい看護の実践を目指して自ら学び，人々の心身の健康の保持増進に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

2　内　容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう，次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

(1) 精神の健康と看護

ア　精神の健康

イ　精神機能の構造と発達

ウ　ストレスと危機

エ　精神保健の動向

オ　精神看護の特徴

(2) 精神保健医療福祉の変遷

ア　精神医療の歴史

イ　精神に障害のある人の権利擁護

ウ　精神保健福祉制度の変遷

(3) 精神障害の状況に応じた看護

ア　検査